

令和3年6月第139回定例農業委員会総会議事録

令和3年6月10日(木)

JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第544号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第545号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第546号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第547号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第335号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第336号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第337号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年6月第139回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

今年は春先ごろから季節が早く進むと言いますか、桜も例年より早く咲きましたし、近畿地方では観測史上最も早い梅雨入りになり心配していたところでございますが、梅雨の中休みということで、小麦の刈り取りも進んでいるのではないかと考えております。また週末ごろから天気が悪くなりますが、これからますます暑い日が続きますので、コロナ対策を含め、熱中症対策も十分お気をつけいただきながら農作業に励んでいただけたらと思います。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思ひます。

本日の現在出席委員22名、全員ご出席いただいております。

よって会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、6月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年6月第139回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

14番●●●●委員

15番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第544号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第544号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、津田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積4,948㎡、世帯の経営面積、渡人52.1アール、受人130.4アールで今回の申請面積を合わせますと179.8アールとなります。渡人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、受人につきましては、東近江市平田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢のため耕作不可、譲受理由は規模拡大でございます。

番号2と3の案件は交換案件で関連がございます。

まず番号2、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,000㎡、世帯の経営面積、渡人187.5アール、受人490アールで交換でございますので今回の申請後489.4アールとなります。渡人につきましては、白王町●●番地、●●●●、受人につきましては、大中町●●番地、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。

番号3、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積2,820㎡、同じく大中町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積242㎡、2筆合わせて3,062㎡でございます。世帯の経営面積、渡人490アール、受人187.5アールで交換でございますので今回の申請後188.1アールとなります。渡人につきましては、大中町●●番地、●●●●●、受人につきましては、白王町●●番地、●●●●●、契約内容は交換、譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由につきましては、近隣農地と一体利用でございます。

番号4、土地の所在地、津田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積4,984㎡、世帯の経営面積、渡人369.5アール、受人0アールで今回の申請面積49.8アールとなります。貸人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●●、借人につきましては、津田町●●番地●●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、契約内容は賃貸借、譲渡理由、譲受理由につきましては、経営規模拡大による法人化でございます。こちらにつきましては、●●●●さんが、●●●●●の取締役の一人として、引き続きキクラゲ栽培事業に従事されます。現在、法人で認定農業者の申請と県の6次産業プランナー派遣事業にも申し込みをされていると聞き取りをしています。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農

地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。  
議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員 (特になしの声)

議長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。  
質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第544号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第544号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第545号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第546号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議題545号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。  
農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、野村町●●番●●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積375㎡、申請人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、申請地は、野村町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、現地は、平成10年頃に農耕車の駐車場として造成され、既に使用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第546号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、津田町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも畑、届出面積4,927㎡の内101.20㎡、貸人につきましては、島町●●地、●●●●、借人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、申請地は、津田町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、農業用倉庫で、申請者の居住地が農地と離れており、農業用機械を収納する施設がないため、今回申請されたものです。令和3年5月25日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、森尻町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積236㎡、貸人につきましては、森尻町●●番地、●●●●、借人につきましては、森尻町●●番地、●●●●、申請地は、森尻町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「桐原小学校」・「桐原こども園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間の使用貸借です。転用目的は、一般住宅で、現在申請地北側で同居されていますが、申請人が新たに住宅を建築する予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積155㎡、貸人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、借人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、露天駐車場で、申請地南側に建築してある



することについて、及び、議第 546 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて2番●●●●委員と、9番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第545号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件については、てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第546号 農地法第5条第1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、津田町地先の農地で、転用目的は農業用倉庫です。自己耕作地内に建築されるため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、森尻町の集落内の農地で、転用目的は一般住宅です。造成等を行わず、雨水は西側道路側溝に放流することから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、長光寺町地先の農地で、転用目的は露天駐車場です。舗装等を行わず、雨水は地下浸透処理されるため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、十王町地先の農地で、転用目的は、特別養護老人ホームです。事務局から説明のありました通り、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請4件、計5件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 545 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて、及び、議第 546 号、農地法第5条第1項の規定に  
よる申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明の  
とおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。  
議第 545 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて、及び、議第 546 号、農地法第5条第1項の規定に  
よる申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とす  
ること認めます。

議 長 それでは、次に、議題547号 土地改良事業参加資格交替の申出につ  
いてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第547号 土地改良事業に参加する資格の交替申出につ  
いて、説明をさせていただきます。  
このことについて、土地改良法第3条第2項の規定により土地改良事業に  
参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することにつ  
いて意見を求める。  
上記の議案を提出する。令和3年6月10日。近江八幡市農業委員会会長、  
●●●●。  
今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業  
の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加  
することについて農業委員会の承認を求められるものです。  
土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴  
う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資  
格の承認者3名でございます。  
本来であれば全て朗読させて頂くのが本意ではございますが関連する内  
容でもあり、番号1についてのみ紹介させて頂きますことをお許し願いま  
す。  
番号1、現資格者、東近江市平田町●●番地、●●●●。新資格者、愛

知郡愛荘町川原●●番地●●、●●●●。土地の所在は近江八幡市津田町●●一●、地目、畑、面積3,690㎡他1筆。

申出件数3件、申出筆数6筆、合計面積18,912㎡となります。

議 長            ありがとうございます。ただ今、説明をいただきました議第547号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員            (特になしの声)

議 長            質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第547号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声)

議 長            ご異議なしと認めます。よって、議第547号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、承認することを認めます。

それでは、次に報告第335号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第336号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第337号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局           報告第335号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町西老蘇●●一●、地目、畑、地積178㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年5月24日、403番、届出人の住所氏名、安土町西老蘇●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場及び露天資材置場でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●、地目、畑、地積195㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年5月25日、404番、届出人の住所氏名、安土町下豊浦●●、●●●●、理由としましては、一般住宅でございます。

続きまして、報告第336号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西庄町●●、地目、田、地積324㎡、同じく西庄町●●、地目、田、地積2,979㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年5月7日、506番、受人につきましては、西庄町●●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人につきましては、西庄町●●、●●●●、理由につきましては、貸商業施設用地、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町東老蘇●●、地目、田、地積314㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年5月20日、507番、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●●一●●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人につきましては、京都市中京区三条通東洞院東入菱屋町●●、●●、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第337号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除、4件、賃貸借契約解除5件、計8件ございました。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、5月審査会、7日審査、更新5件が認定されております。6月審査会、1日審査、新規が1件、更新7件が認定されております。以上を報告とさせていただきます。

議長  ただ今の、報告第335号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第336号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第337号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員  (特になしの声)

議長  それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でござ

議 長

ざいますので、了解いただきたいと存じます。

以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第 139 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員